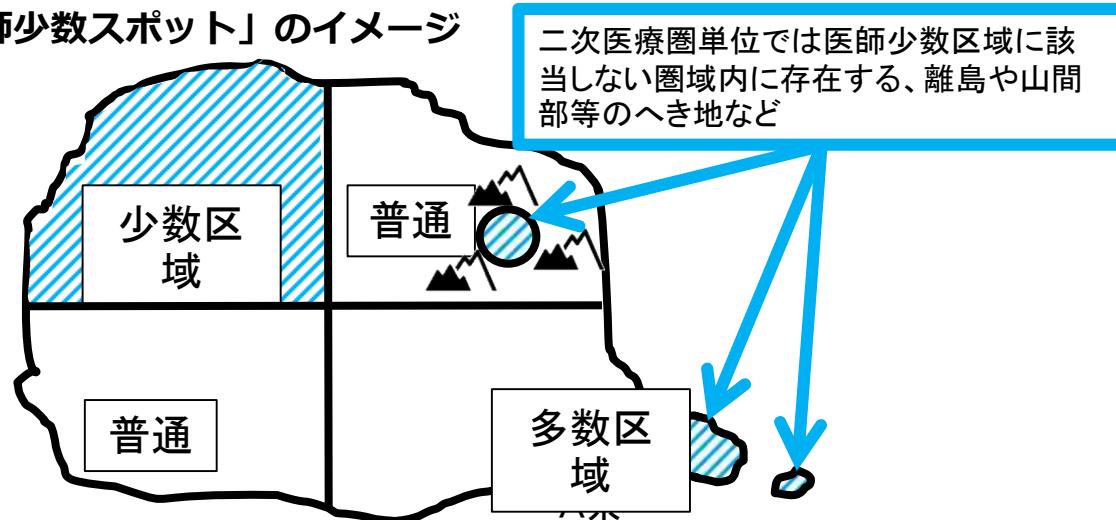


資料6 医師少数スポットの設定について

1. 医師少数スポットとは(医師確保計画策定ガイドライン抜粋)

- 医師確保計画は、二次医療圏ごとに設定された医師少数区域及び医師少数都道府県の医師の確保を重点的に推進するものであるが、実際の医師偏在対策の実施に当たっては、より細かい地域の医療ニーズに応じた対策も必要となる場合がある。このため、都道府県においては、必要に応じて二次医療圏よりも小さい単位の地域での施策を検討することができるものとし、局所的に医師が少ない地域を「医師少数スポット」として定め、医師少数区域と同様に取り扱うことができるものとする。
- ただし、医師少数スポットを設定するに当たり、多くの地域が医師少数スポットとして設定され、真に医師の確保が必要な地域において十分な医師が確保できないという状況は改正法の趣旨を没却するものであるため、医師少数スポットの設定は慎重に行う必要がある。そのため、既に巡回診療の取組が行われており、地域の医療ニーズに対して安定して医療が提供されている地域や、病院が存在しない地域などで明らかに必要な医療を他の区域の医療機関でカバーしている場合等、既に当該地域で提供すべき医療に対して必要な数の医師を確保できている地域を医師少数スポットとして設定することは適切ではない。
- また、現在、無医地区・準無医地区として設定されている地域等を無条件に医師少数スポットとして設定することも、同様の理由から適切ではないと考えられ、医師少数スポットはあくまで当該地域の実情に基づいて設定しなければならないものである。一方で、へき地診療所を設置することで無医地区・準無医地区に該当していない地域でも、当該へき地診療所における継続的な医師の確保が困難である場合であって他の地域の医療機関へのアクセスが制限されている地域などについては、必要に応じて医師少数スポットとして設定することが適切であると考えられる。

「医師少数スポット」のイメージ



(参考)

●医師少数スポットに関する照会及び回答(抜粋)

照会内容	回答
医師少数スポットについて、スポット外の病院からの医師派遣等を受けているとき、そのスポット外にある病院は今後の施策対象とならないのでしょうか。	「施策対象」の定義が明確ではないが、地域の実情に合わせて、施策に関しては検討していただきたい。間接的であっても、医師少数スポットの医師確保に確実に資するものであれば、医師多数区域の医療機関への施策であっても対象として問題ないものと思われる。
道では各二次医療圏が広域であり、圏域内での偏在もあることから、医師多数区域となる見込の「札幌」「上川中部」圏域については、札幌市、旭川市以外は医師少数スポットとして設定することを検討しているが、差し支えないか。	
医師少数スポットの設定する場合、市町村名なのか、医療施設名でもいいのか具体的な設定方法を教えていただきたい。	医師少数スポットに関して、そのような設定のしかたは厚生労働省としては想定していない。 <u>医師少数スポットは元々、無医地区や島しょ、半島等の医師が少なくかつ医療機関へのアクセスに大きな制限がある地区を想定して設けたものである。その背景を踏まえて設定いただきたい。</u> そのため、 <u>特定の医療機関を医師少数スポットと設定することも、厚生労働省としては想定していない。</u> 医師少数スポットの設定は、都道府県の裁量に任されており、その医師少数スポットにおける医師確保対策に関しては、都道府県が主体的に実施することとなる。(医師少数スポットの数や規模等によって、都道府県全体の地域医療介護総合確保基金の配分額等を増減しない方針。)
医師少数スポットの具体的な設定基準や目安はありますか？	
医師少数スポットは地域の実情に基づいて設定しなければならないとあるが、設定の際に参考とすべき具体的な指標や、設定例をご教示願いたい。	<u>医師少数スポットについては、ガイドラインに記された基本的な考え方に基づいて、地域の実情に応じて、二次医療圏よりも小さい地域で特に医師の確保を図るべき地域を設定していただきたい。</u>
5月13日付けの、都道府県からの照会に対する回答において、医師少数スポットの指定は、都道府県の裁量としながらも、医師少数スポットを用いて、医師少数区域以外に所在する特定の医療機関への医師偏在対策を行うことは想定していないとしているがそれはなぜか。地域の医療機能や各医療機関の役割・配置状況等を踏まえ、特定の医療機関に対し医師偏在対策を行うことは医師確保計画の趣旨に反しないと考える。	医師少数スポットは元々、無医地区や島しょ、半島等の医師が少なくかつ医療機関へのアクセスに大きな制限がある地区を想定して設けたものである。その背景を踏まえて設定いただきたい。そのため、特定の医療機関を医師少数スポットと設定することも、厚生労働省としては想定していない。あくまでも、医師少数スポットは、医療ニーズに対する医師が少ない「地域」であることが前提である。 特定の医療機関に対する医師偏在対策は、医師の派遣調整で対応可能であると考えられる。

2 本県における医師少数スポットの設定について

(1) 医師少数区域外(秋田周辺)を取り巻く状況

- 秋田市には、県内の過半数の医師が集中している。
(H28時点 秋田市1,237人 秋田県 2,257人)
- 南秋・男鹿地区は、男鹿半島を有しており、面積も788. 81km²と広大な地域であるが、地域内の医療機関は少なく(病院は、男鹿みなど市民病院、湖東厚生病院、杉山病院、藤原記念病院の4病院)、10万人対医師数で比較すると、県内の医師少数区域と同等程度である。
- へき地保健医療対策の観点では、秋田周辺には、無医地区及び準無医地区は存在しないが、男鹿市と大潟村にはへき地診療所があり、特に男鹿半島北部の医療は、男鹿みなど市民病院等からの巡回診療等により維持しているという現況にある。
- 秋田周辺の救急病院は、秋田市中心部の6病院と、南秋・男鹿地区の男鹿みなど市民病院と藤原記念病院の2病院であり、藤原記念病院からでも秋田市内の救急病院までは、20kmほどの距離がある。
- 過疎地域自立促進特別措置法に基づき設定された過疎地域としては、男鹿市、八郎潟町、五城目町及び秋田市河辺地区が、準過疎地域として井川町、秋田市雄和地区が指定されている。また、全域が豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯にも指定されており、特に、冬期間は交通アクセス環境が悪化する。

2 本県における医師少数スポットの設定について

(2) 医師少数スポット設定案

- 南秋・男鹿地区は、男鹿半島地域を中心とした地域であり、交通アクセスにも一定程度の制限がある。

当地区の医師数は、医師少数区域並の医師数(10万人対医師数)であり、救急体制も充実はしていないことから、本地区単体では十分な医療提供体制は維持できていない。



(事務局案)

秋田県では、医師少数区域と同等程度の医療提供体制と見做し、
男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村を、
医師少数スポットとして指定する。

(参考資料1)

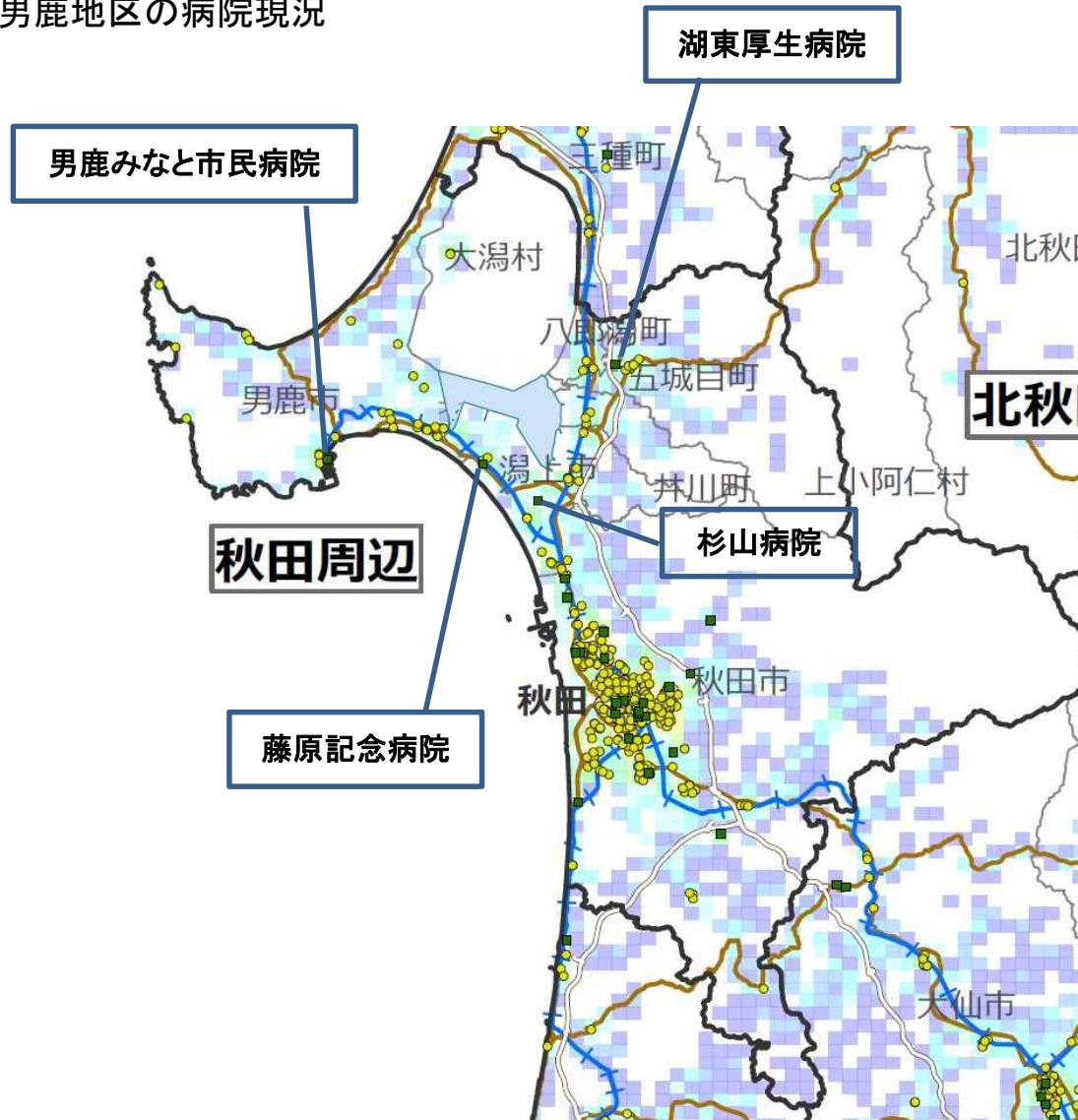
●秋田県内及び秋田周辺市町村の医師偏在状況

圏域名	医師偏在指標	順位	標準化医師数 (人)	医療施設 従事医師数 (人)	地域の人口 (10万人) 2018/1/1時点	(参考) 二次医療圏(市町村)別 人口10万対医療 施設従事医師数
全国(参考)	238.6	—	304,759	304,759	1,277.10	240.1
秋田県	184.6	41	2,266	2,257	10.15	223.5
秋田周辺	260.2	58	1,256	1,237	3.98	311.2
秋田市				1,159	3.14	369.5
男鹿市				29	0.28	104.3
潟上市				32	0.33	97.5
五城目町				5	0.09	53.9
八郎潟町				10	0.06	167.3
井川町				1	0.05	20.5
大潟村				1	0.03	32.5
横手	153.3	249	192	186	0.92	204.6
大仙・仙北	147.1	266	203	202	1.3	157.2
能代・山本	144.4	273	149	154	0.82	190.1
由利本荘・にかほ	138.5	295	183	190	1.04	183.1
大館・鹿角	130.8	306	168	172	1.1	156.5
湯沢・雄勝	120.4	319	80	79	0.64	124.9
北秋田	99.6	335	35	37	0.35	106.0

- 医師偏在指標に関するデータについて、国からは、二次医療圏より細かい単位では提供されていない(年齢構成や昼夜間の補正等の関係で信頼性も低くなる)ことから、医師少数区域と秋田地域内の市町村とを比較可能なデータとして、10万人対医師数を併記したもの。

(参考資料2)

●南秋・男鹿地区の病院現況



(参考資料3)

平成31年4月1日現在

秋田県へき地保健医療対策の現況図（平成31年4月1日現在）

二次医療衛名	●医療地区	▲新規医療地区
大船・鹿角	2 地区	2 地区
北秋田	0 地区	3 地区
能代・山本	0 地区	0 地区
秋田周辺	0 地区	0 地区
由利本荘・むかほ	6 地区	6 地区
大仙・仙北	0 地区	0 地区
横手	1 地区	0 地区
湯沢・雄勝	0 地区	0 地区
計	9	11

【凡例】

- ◎ へき地医療支援機構
 - へき地医療拠点病院
 - へき地診療所
 - △ 国保直営診療所（1・2）
 - △ 過疎地域等特定診療所
 - 無医地区
 - ▲ 無医地区に準ずる地区



秋田県内の救急医療体制

(1) 県内における救急病院は次のとおりです

医療圏名	施設名	所在地	電話番号	備考
大館・鹿角	かづの厚生病院	鹿角市花輪字向畠18番地	0186(23)2111	△
	秋田労災病院	大館市軽井沢字下岱30番地	0186(52)3131	△
	大館市立総合病院	大館市豊町3番1号	0186(42)5370	△
北秋田	北秋田市民病院	北秋田市下杉字上清水沢16番29号	0186(62)7001	△
能代・山本	能代厚生医療センター	能代市落合字上前田地内	0185(52)3111	▲△
	能代山本医師会病院	能代市桧山字新田沢105番地の11	0185(58)3311	▲△
	地域医療機能推進機構秋田病院	能代市緑町5番22号	0185(52)3271	▲△
秋田周辺	男鹿みなど市民病院	男鹿市船川港船川字海岸通り1号8-6	0185(23)2221	△
	藤原記念病院	潟上市天王字上江川47番地	018(878)3131	△
	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44-2	018(834)1111	★△
	県立循環器・脳脊髄センター	秋田市千秋久保田町6番10号	018(833)0115	★△
	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	018(823)4171	△
	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	018(880)3000	△
	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	018(829)5000	★△
	中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	018(833)1122	△
由利本荘・ にかほ	由利組合総合病院	由利本荘市川口字家後38番地	0184(27)1200	▲△
	本荘第一病院	由利本荘市岩淵下110番地	0184(22)0111	▲△
	佐藤病院	由利本荘市小人町117番地の3	0184(22)6555	▲△
大仙・仙北	市立角館総合病院	仙北市角館町岩瀬3番地	0187(54)2111	▲△
	大曲厚生医療センター	大仙市大曲通町8番65号	0187(63)2111	▲△
	大曲中通病院	大仙市大曲上栄町6番4号	0187(63)2131	▲△
横手	市立横手病院	横手市根岸町5番31号	0182(32)5001	▲△
	平鹿総合病院	横手市前郷字ハツロ3番1	0182(32)5121	★▲△
	市立大森病院	横手市大森町宇菅生町245番地205	0182(26)2141	▲△
湯沢・雄勝	雄勝中央病院	湯沢市山田字勇ヶ岡25	0183(73)5000	▲△
	町立羽後病院	雄勝郡羽後町西馬音内字大戸道44番地5	0183(62)1111	▲△

(2) 県内における休日夜間急患センター等は次のとおりです

施設名	所 在 地	電話番号	備考
大館市休日夜間急救センター	大館市豊町3番2号	0186(45)0223	○
市立秋田総合病院(小児科初期診療部門)	秋田市川元松丘町4番30号	018(823)4171	○
本荘由利広域町村圏組合立休日応急診療所	由利本荘市堤脇30	0184(24)3917	○
大曲厚生医療センター(日休日救急医療連携事業)	大仙市大曲町通8番65号	0187(63)2111	○
市立角館総合病院(休日救急医療連携事業)	仙北市角館町岩瀬3番地	0187(54)2111	○

注) 備考欄については次のとおり

- 1 ○…初期救急医療施設(休日夜間急患センター等)
休日・夜間の比較的軽症な急病患者の応急处置等主に初期診療を行う。(夜間診療を行わない施設もあり。)
 - 2 ▲…二次救急医療施設(病院群輪番制病院)
△…二次救急医療施設(救急告示医療機関)
初期救急医療施設と連携をとりながら、休日・夜間の入院治療を必要とする重症救急患者の診療を行う。
 - 3 ★…三次救急医療施設等(救命救急センターほか)
専門的・高度的医療を必要とする患者を受け

24時間体制で重馬な救急患者の診療を行つ。
秋田大学医学部附属病院
県立循環器・脳脊髄センター（脳血管疾患、心疾患）
秋田赤十字病院（救命救急センター）
平鹿総合病院（地域救命救急センター）